

平成27年7月2日

旭川市福祉保険部指導監査課長

通所介護（予防を含む）における看護職員の配置について

通所介護における看護職員の配置と人員基準欠如減算の取扱いについて改めて説明いたします。

人員基準上は、看護職員が配置されていない日があれば、人員基準を満たしていないこととして、基準遵守の指導の対象として取り扱うこととなりますが、介護報酬算定上の人員基準欠如減算については、人員欠如となった月から翌月以降も引き続き人員欠如が継続している場合に適用されるものです。

詳細については以下のとおりです。

1 基準条例に基づく人員配置の取扱い

- ・看護職員は通所介護の単位ごとに1名以上の配置が必要です。
- ・看護職員はサービス提供時間帯を通じて配置する義務はありません。
- ・看護職員が常勤職員である場合、出張や病休等により、実際には勤務していない場合であっても、当該月の全てのサービス提供日に勤務していない場合を除き、勤務したものとみなされます（国 Q&A）。
- ・看護職員が非常勤職員である場合は、常勤職員のような取扱いは行えず、勤務していない日は、すべて看護職員が配置されていないものと取り扱われます。

※旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

第101条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「通所介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

※H14.3.28 運営基準等に係る Q&A

Q：常勤換算方法により算定される従業者が出張したり、また休暇を取った場合に、

その出張や休暇に係る時間は勤務時間としてカウントするのか。

A：常勤換算方法とは、非常勤の従業者について「事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業者の員数に換算する方法」(居宅サービス運営基準第2条第8号等)であり、また、「勤務延時間数」とは、「勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間(又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む))として明確に位置づけられている時間の合計数」である(居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-(2)等)。

以上から、非常勤の従業者の休暇や出張(以下「休暇等」)の時間は、サービス提供に従事する時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めない。

なお、常勤の従業者(事業所において居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-(3)における勤務体制を定められている者をいう。)の休暇等の期間についてはその期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものと取り扱うものとする。

2 介護報酬算定上の人員欠如減算の取扱い

・留意事項通知(下記※の通知)では次のとおりとされています。

①人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算する。

②人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算する。

③割合の算定(下記の算式により求めた割合により判断)

$$\frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日}}$$

・従いまして、月の途中で病休等により非常勤の看護職員が未配置となり、当月中に復帰し、職務に就いた場合は、人員基準欠如開始の月と解消されるに至った月が同一月となるため、減算の対象となりません。

・看護職員が未配置となった月から、翌月以降にかけて引き続き未配置の場合は、上記留意事項通知により減算の要否を判断することとなります。

・著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員や事業の休止等の指導を行うこととなります。また、当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消等を検討することとなります。

※指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

第2-7-(14)人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について